

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-3
許認可等の種類	移植の許可及び許可内容の変更			
根拠法令条例等・条項	長野県漁業調整規則第29条、第30条第7項			
許認可等の概要	以下の水産動物に係る移植の許可及びその内容変更の許可 ○ブラックバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、雷魚			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	以下の1又は2の場合でなければ移植の許可をしない。 1 漁業権設定水域にあつては、当該種がその水域の漁業権魚種である場合。 2 漁業権が設定されていない水域にあつては、当該水域が湖等閉鎖的な水域で他地域への影響が僅少な場合であつて、当該種が既に相当数生息し、資源抑制が困難な場合。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分先例がなく、具体化するのが困難。			
期間の制定根拠	—			